

第2回 法華山谷川水系流域懇談会

議事骨子

事項	第2回 法華山谷川水系 流域懇談会	委員	18名中 18出席
日時	平成24年7月26日 14:00～16:00	場所	兵庫県加古川総合庁舎 2階 A・B会議室
内容	1. 開会 2. 議事 （1）第1回法華山谷川水系流域懇談会議事骨子 （2）法華山谷川水系河川整備計画(変更原案) 3. その他（連絡事項） 4. 閉会		
資料	資料1 : 第1回法華山谷川水系流域懇談会議事骨子 資料2-1 : 法華山谷川水系河川整備計画(変更原案) 資料2-2 : 法華山谷川水系河川整備計画新旧比較表 資料3 : 河川整備計画変更の概要		

1 開会

配布資料の確認及び全委員の出席により懇談会が成立していることが報告された。

2 議事

2.1 第1回法華山谷川水系流域懇談会議事骨子

事務局より、各委員に確認・修正の上、公表された議事骨子の概要について報告があった。

2.2 法華山谷川水系河川整備計画(変更原案)

事務局より、河川整備計画の変更原案について説明があり、変更原案に関する協議を行った。主な意見は下記の通り。また、委員が実施した環境調査について説明があった。

(1) 山陽電鉄下流の河床掘削について

委) 山陽電鉄より下流についても、港湾部局と連携して浚渫を行ってほしい。

事) 港湾部局に確認して、次回、回答する。

(2) 河川整備計画の対象期間について

委) 対象期間の20年は、平成24年7月からなのか

事) 国土交通省の同意を得て、計画が策定された時点から20年となる。計画の策定は、年内を目標としている。

(3) 水防活動について

委) 水防活動の支援の具体策を示してほしい。

事) 水防法では、水防活動は市が実施し、県がバックアップする位置付けとなる。具体的には、水防活動の資材が足りない際の提供や水防活動・避難勧告等に活用できる水位・雨量などの情報提供を行う役割となっている。

委) 現在の水位も必要だが、今後の水位がどうなるのかを示した方がよい。

事) 気象業務法により、県単独で水位予測を公表出来ない。現在、神戸海洋気象台と連携し、(河川規模の大きい)市川、千種川、武庫川では洪水予報を行っている。県が水位予測を不特定多数へ公表することはできないが、市には、情報発信を行い、水防活動に活用してもらえよう取り組んでいる。

委) 法律の枠組みを超えて実施することが重要でないか。

事) 情報提供については、法律に基づくものだけでなく、県の独自の取り組みも実施している。

水位情報は法律では避難判断水位に到達してから水位を周知することとなっているが、常時から水位を県のホームページで公表している。また、パソコンで見られない方にも、NHKのdボタンでも見られるようにしている。

ハザードマップは県が作成した浸水想定区域図に市が避難経路等を書き加えて作成、配布することが定められている。県では電子化したハザードマップをホームページ上で公表し、いつでも見られるようにしている。また、県のホームページから河川のライブカメラや水位・雨量情報等にリンクしている。

水位予測についても、県と市で連携し、法律違反とならない仕組みで水防活動に活かしてもらえよう取り組んでいる。

凡 例	
座) 座長意見	委) 委員意見
事) 事務局回答	

(4) 河川整備計画(変更原案)の文章について

委) 資料2-1 P14における計画横断図の趣旨がわからない。

事) 平面図と横断図を示すことが標準であるが、一般の方にも理解しやすいようにしたい。

委) 資料2-1 P18におけるアドプトプログラムとはどういうことか。

事) アドプトプログラムとは養子縁組制度のことで、地域活動に対しての補助事業の名称である。

委) 資料2-1 P18における法華山一乗寺等の文化財について、記載の必要性がわからない。

座) 河川整備との関連性が明確になるように修文頂きたい。

(5) 内水の取り扱いについて

委) 内水についても課題として記載すべきではないか。

事) 昨年度の技術検討会(正式には法華山谷川流域治水対策技術検討会。以下、技術検討会と略記)において、法華山谷川の対策と間の川等の対策を行うこととしている。法華山谷川の改修は河川整備計画で位置付け、間の川等の対策は総合治水として位置付けるため、総合治水に対する記述を補強することが考えられる。

委) 内水氾濫が河川整備計画に盛り込まれていない。

委) 地域住民としては河川整備計画と内水の関連付けを記載していただきたい。

事) 総合治水推進計画との連携について記載しているが、変更案を示したい。

委) 総合治水という全体の中の河道改修という河川整備計画があることを河川整備計画の前段として記載できないか。

座) 変更案の提示を受けて議論をしたい。

(6) 改修規模の違いについて

現行河川整備計画と変更河川整備計画の流量の違いについて

委) 流量配分が小さくなっているのは何故か。

事) 現行の河川整備計画は下流2.1kmの重点改修の計画であるが、台風12号による被害を受け、下流から上流までの全域の改修を行う必要が生じた。山陽電鉄等の影響から実施し得る改修として床上浸水の解消を目標とした計画に変更している。

座) 昨年度の技術検討会に参画していた関係でコメントする。変更案での流量は、このたびの水害を詳細に検討するために流域の土地利用などが表現できる分布型流出モデルを使って算出したものである。一方、現計画では中小流域で一般的に用いられる合理式をベースにした流出モデルで算出していた。そのため、結果として変更案の流量が少しだけ小さく算出されている。

委) 流量が少なくなっていることしか目につかない。これまでの説明だけではよくわからない。

座) なぜ流量が少なくなるのかということに対して、事務局のほうで資料のなかに補足説明をつけてほしい。

変更河川整備計画の目標と緊急治水対策の改修規模の違いについて

委) 河川整備計画の20年と緊急床上浸水対策の5年の違いがわかりづらい。

事) 河川改修では余裕高を確保する必要がある。緊急5カ年では床上浸水家屋を解消することを目標にネック箇所の改修や特に支障となっている橋梁等をまず改築することとしており、クリアランス(余裕高)が十分とれずに流下させる箇所もある。20年間では余裕高を確保し、より安全に流下させる計画である。

委) 言葉での説明では、よくわからない。

座) 事務局は、流量や余裕高について、わかりやすく説明できるように修正してもらいたい。

(7) 河道改修の効果

委) 河川の改修断面等は示しているが、その改修と浸水被害が出た場所との関連性を示してもらいたい。

(8) 河川整備計画の成果

委) 河川整備計画の最終的なとりまとめは、どの資料になるのか。

事) 資料2 - 1が最終系となる。資料2 - 2は変更点を表示したもので、資料3は説明資料である。

(9) 懇談会の運営について

委) 通告制として、事前に意見を提示し、その回答を準備する方法も考えられる。

委) 事前配布資料に加え、同様の資料が当日配布され、変更点のみの配布でよいのではないか。

3 その他(連絡事項)

・ 第3回法華山谷川水系流域懇談会は、平成24年8月30日(木)10:00から同会場にて開催する。

4 閉会

「第2回法華山谷川水系 流域懇談会」が閉会した。

第2回 法華山谷川水系流域懇談会 出欠表

分野		所属	氏名	出欠
学識	河川	神戸大学大学院工学研究科准教授	宮本 仁志	
	環境	播磨ウェットランドリサーチ代表	松本 修二	
	歴史文化	高砂市教育委員会	清水 一文	
地域住民	加古川市	東神吉町町内会連合会長	藤原 義昭	
		西神吉町町内会連合会長	松浦 芳樹	
		米田町町内会連合会長	大淵 俊彦	
		志方町中地区町内会連合会長	松本 正義	
		志方町東地区町内会連合会長	熊谷 千昭	
		志方町西地区町内会連合会長	三村 修一	
	高砂市	荒井地区連合自治会長	網干 年明	
		伊保地区連合自治会長	濱野 和樹	
		米田地区連合自治会副会長	前田 清春	
		阿弥陀地区連合自治会長	長谷川 浩三	
農地・水利 関係者	加古川市	加古川市ため池協議会連絡会 (富木地区環境保全協議会会長)	富木 攻	
	高砂市	塩市水利組合長	山下 泰男	
行政	加古川市	下水道部長	梅谷 誠一	
	高砂市	まちづくり部長	金子 博之	
	兵庫県	加古川土木事務所長	土居 康成	

(敬称略、分野ごとに記載)